一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字内ノ峠七八〇の一、七八七（次の図に示す部分に限る。）、八〇九の一、八一二、八一五の一、八一五の二、八一六から八一八まで、八一九（次の図に示す部分に限る。）、八二〇の一、八二一、八二二の一、八二三の一、八二四から八二六まで、字狸尾八二九の一、八三二の二、八三三、八三五、八三六、八三九、八四三から八四五まで、八五一から八五四まで、字狼谷九一二、九一九、九五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町竹森字大番蔵山一八二、字下川平三〇七の一、三〇七の二、三〇八から三一一まで、字曽防三一五の二、三一六の一、三一六の四、三一八の一、三一八の二、三一九の一、三一九の二、三一一の二、三一一の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二十三号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第四十四条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する船舶等振興機関から、次のように名称を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

船舶等振興機関から名称の変更の届出があった件

一　船舶等振興機関の名称の変更

変更前	財団法人日本船舶振興会
変更後	公益財団法人日本財団

二　変更する年月日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第四百二十四号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定により、立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道として、平成二十三年四月八日付けをもって次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年四月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

1．立体交差化を実施すべき踏切道

踏切道		鉄道		道路	
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名
伊勢崎線第37号	東京都足立区	東武鉄道㈱	伊勢崎線	区道	足立2号線
伊勢崎線第38号	〃	〃	〃	〃	舎人282号線
牧内	愛知県岡崎市	東海旅客鉄道㈱	東海道本線	市道	渡東牧内線
宝町	長崎県長崎市	九州旅客鉄道㈱	長崎本線	〃	宝町幸町1号線
幸町	〃	〃	〃	〃	宝町幸町2号線
梁川橋	〃	〃	〃	県道	長崎式見港線
竹岩橋	〃	〃	〃	市道	川口町茂里町線

2．構造の改良を実施すべき踏切道

踏切道		鉄道		道路	
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名
七重浜道路	北海道上磯郡上磯町	北海道旅客鉄道㈱	江差線	主要地方道	函館上磯線
新町	新潟県長岡市	東日本旅客鉄道㈱	信越本線	市道	239号線
弥勒縄手	石川県金沢市	西日本旅客鉄道㈱	北陸本線	県道	蚊爪森本停車場線
太郎田	〃	〃	〃	〃	倉部金沢線
観測所	長野県軽井沢町	しなの鉄道㈱	しなの鉄道線	町道	中軽井沢鳥井原線
第二宇都宮街道	栃木県芳賀郡益子町	真岡鐵道㈱	真岡線	主要地方道	宇都宮笠間線
第二藤岡街道	群馬県多野郡新町	東日本旅客鉄道㈱	高崎線	県道	藤岡大胡線(40)
小泉（館）41号	群馬県邑楽郡邑楽町	東武鉄道㈱	小泉線	町道	幹線28号線
上毛線第39号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道㈱	上毛線	主要地方道	藤岡大胡線